

📖 商務部による「外国投資者による域内企業の合併・買収  
の安全審査制度実施についての規定」の公布について

2011年8月31日  
第37号

企画部 調査課

2011年8月25日付で、商務部により「外国投資者による域内企業の合併・買収の安全審査制度実施についての規定」（商務部公告2011年第53号 以下は「規定」と略称）が公布された。

「規定」は9月1日より施行される。

2011年3月に、商務部より「外国投資者による域内企業の合併・買収の安全審査制度確立の関連事項についての暫定規定」（商務部公告2011年8号、以下「暫定規定」と略称）<sup>1</sup>が公布されたが、有効期限は8月31日までとされていた。「規定」は適用期限満了を迎える「暫定規定」に代わるものであり、内容については「暫定規定」に微調整を行ったのみで大きな変更点がない。

【合併・買収安全審査制度関連政策 策定の経緯】

外国投資者による域内企業の合併・買収安全審査（以下は「合併・買収安全審査」と略称）に関連する法律法規では、「中華人民共和国反独占法」と「外国投資者による域内企業の合併・買収の規定」等に原則的な規定<sup>2</sup>があるが、正式な合併・買収安全審査制度は、2011年3月3日に、国務院弁公庁による「外国投資者による域内企業の合併・買収に対する安全審査制度の確立についての通知」<sup>3</sup>（国弁発[2011]6号、以下は「国務院通知」と略称）の施行に伴い、構築された。

「国務院通知」は、安全審査範囲、安全審査体制及び審査プロセス等安全審査管理体制の枠組み

<sup>1</sup> 詳細は当行2011年3月17日付の「BTMU(CHINA)実務・制度ニュース・レター【第27号】」をご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311031401.pdf>

<sup>2</sup> 「中華人民共和国反独占法」の第三十一条で「外資が域内企業に対する合併・買収を行い、もしくは他の方法により事業者集中に参加し、国家安全に関わる場合は、本法の規定に基づき経営者集中審査を行う以外に、国家の関連規定に基づき国家安全審査を行わなければならない」と規定している。

「外国投資者による域内企業の合併・買収の規定」の第十二条で「外国投資者は域内企業に対し合併・買収を行い、実質の支配権を取得する際、重点産業もしくは国家経済安全に影響する要素が存在し、また有名な商標や中国の老舗の域内実質支配権の移転に繋がる場合、当該者はこれについて商務部に申請しなければならない」と規定している。

<sup>3</sup> 詳細は当行2011年3月2日付の「BTMU(CHINA)実務・制度ニュース・レター【第25号】」をご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311030201.pdf>

を確立した。「国務院通知」のポイントは以下の通り：

- ✚ <安全審査範囲>：外国投資者による域内軍事関連企業、国家安全に係わる重要農産品、重要エネルギーと資源、重要運輸サービス企業等、審査範囲に該当する域内企業の合併・買収は、安全審査範囲に属する。
- ✚ <安全審査体制>：安全審査案件に対して「聯席會議」という審査制度が新規に確立された。合併・買収安全審査範囲に係わる合併・買収案件は、「聯席會議」により審査されることが要求された。
- ✚ <審査プロセス>：商務部が安全審査申請/申請撤回の受理及び審査結果の通告の窓口とされた。

2011 年 3 月に、商務部は「国務院通知」に基づき「暫定規定」を公布しており、安全審査に係わる具体的な申請手続、申請資料等オペレーション上関連事項を明確化した。「暫定規定」は 2011 年 3 月 5 日から 8 月 31 日を有効期間とする暫定的な規定であり、今般公布された「規定」は、「暫定規定」適用期限満了後適用される正式に公布されたものである。

「規定」の主要内容は以下の通り（新規変更点は青字で表示）<sup>4</sup>。

## 一、安全審査の申請手続等

### ◆申請者

「規定」は、複数の外国投資者が共同で域内企業の合併・買収を行う場合、複数の投資者が共同でまたは一つの投資者を指定することで、商務部に安全審査申請を提出することが可能だと規定している。

### ◆申請提出の必要な場合

外国投資者による域内企業の合併・買収取引で、「国務院通知」が規定している安全審査範囲<sup>5</sup>に該当する場合、外国投資者が商務部に合併・買収安全審査を申請することが要求された。

<sup>4</sup>当該部分は当行2011年3月17日付の「BTMU(CHINA)実務・制度ニュース・レター【第27号】(<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311031401.pdf>)の関連内容に基づき、「規定」の新規変更点(青字で表示する)を加筆、修正したものである。

<sup>5</sup>外国投資者が域内軍事および軍事関連企業、重点・敏感軍事施設の周辺企業、その他国防安全に関連する単位を合併・買収する場合、安全審査の対象となる。外国投資者による国家安全に関わる重要農産物、重要エネルギーと資源、重要インフラ施設、重要輸送サービス、コア技術、重大設備製造企業の合併・買収で、且つ実質支配権を取得する可能性がある場合、安全審査の対象となる。

### ◆地方商務主管部門に係わる手続

外国投資者が合併・買収安全審査を申請せず、直接地方商務主管部門に合併・買収取引を申請する場合、地方商務主管部門は当該取引が安全審査範囲に該当すると判断すれば、当該取引を一時的に受理せず、且つ書面で申請者に対して**5営業日以内に商務部に安全審査を申請する**よう要求し、且つ関連状況を商務部に報告するよう要求した。

「規定」は新たに申請者の商務部宛安全審査申請の期限を設定した。

### ◆商務部宛の事前相談

申請者は、商務部に安全審査申請を正式に提出する前に、域内企業の合併・買収プロセスの問題について商務部に相談を申請することができる。

なお、「規定」は、その相談が正式申請のための必要手順とは見做さず、相談状況は、拘束力や法的効力を持たず、正式な申請時の根拠とされないと規定しており、新規に免責条項を追加した。

## 二、安全審査申請の必要な書類

「規定」では、申請者が商務部に正式に安全審査申請を提出する場合、必要な書類を以下通り要求するが、詳細は「暫定規定」と一致している。

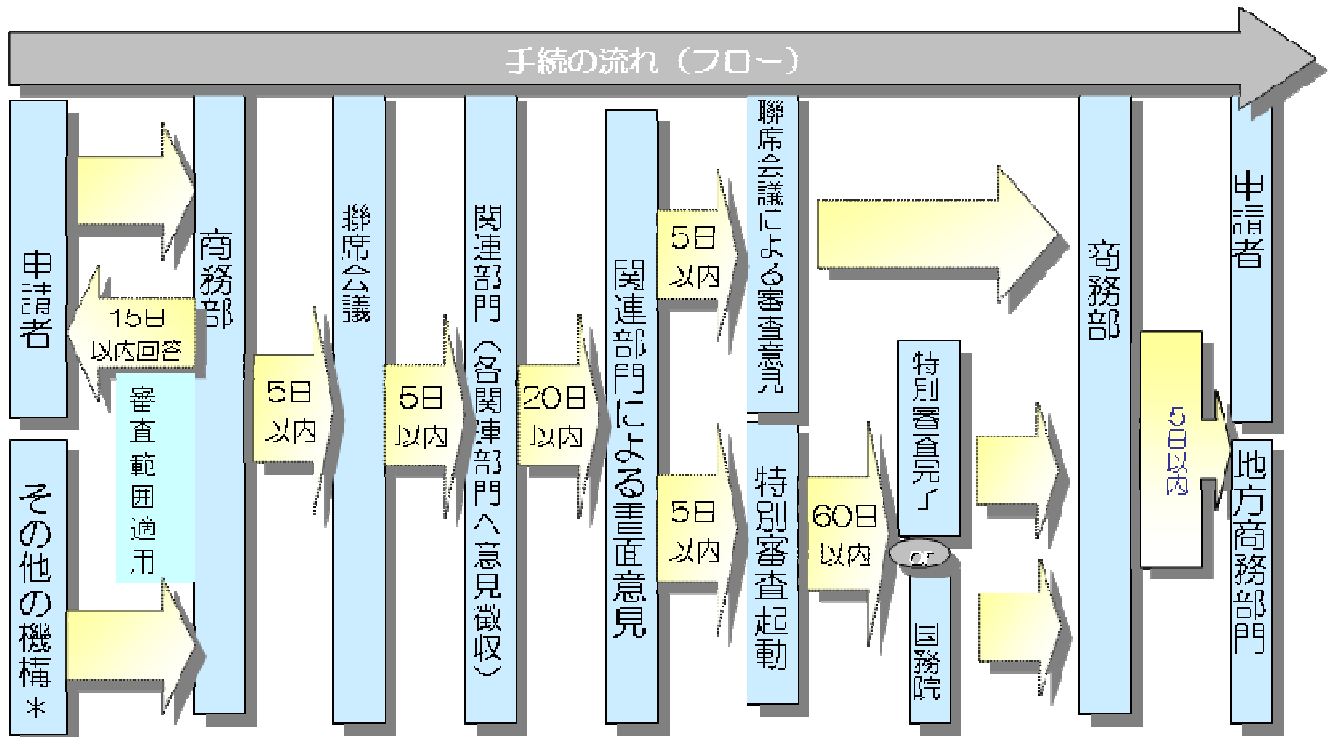
### 【安全審査申請に必要な書類一覧表】

- 申請者の法定代表者またはその授権者がサインした合併・買収安全審査申請書と取引状況説明書。
- 公証を受けた、法的に認定された外国投資者本人確認書類または登録証明および信用証明文書。法定代表者の本人確認書類または外国投資者の授権代表委託書、授権代表の本人確認書類。
- 外国投資者および関連企業（実質支配者、一致行動者）の状況説明、関連国家との関係説明。
- 合併・買収される企業の状況説明、定款、営業許可書（コピー）、会計監査済みの前年度財務諸表、合併・買収前後の組織図、出資企業の状況説明と営業許可書（コピー）。
- 合併・買収後、外商投資企業を設立するための契約書、定款またはパートナー協議書および、株主に委任された董事会メンバー、採用される総経理またはパートナーなど高級管理者の名簿。
- 持分合併・買収の場合、持分譲渡協議書または外国投資者が域内企業に対する増資協議書、合併・買収対象となる域内企業の株主決議、株主大会決議と関連の資産査定レポート。
- 資産合併・買収の場合、域内企業の権力機関または資産所有権の持主による資産売却に同意する決議、資産購買協議書（対象資産リスト、状況を含む）、協議書各当事者の状況説明、関連資産の査定レポート。
- 外国投資者は合併・買収後に享受する表決権が、株主会または株主大会、董事会決議、パートナー事務の執行に対する影響の説明、その他の域内企業の経営方針判断、財務、人事、技術など実質支配権が外国投資者またはその域内外関連企業に移転する場合の状況説明、および上記に係わる協議書や書類。
- 商務部が要求するその他の書類。

### 三、安全審査プロセス

#### ◆安全審査手続の流れ

「国务院通知」と「規定」に基づく安全審査プロセスと所要時間は下表の通り。



\*<sup>6</sup>

「国务院通知」及び「規定」に基づき三菱東京UFJ銀行（中国）企画部調査課作成

#### ◆商務部による安全審査受理後の対応

申請者が商務部に安全審査申請を提出した後、商務部が当該合併・買収取引が安全審査範囲に該当すると判断すれば、商務部は15営業日以内に書面で申請者に通知する。また、申請受理日より15営業日以内は、申請者は当該合併・買収取引を行うことができず、且つ地方商務主管部門も当該取引の審査を行ってはならない。

なお、申請受理日より15営業日を経過し、商務部から書面通知がない場合、申請者は国家関連法律法規に基づき引き続き関連手続を行うことができる。

#### ◆商務部による安全審査完了後の対応

<sup>6</sup>\*その他の機構：国务院関連部門、全国性業界協会、同業界企業及び川上、川下企業

合併・買収取引が安全審査範囲に該当する場合、安全審査手続に入った後、商務部は聯席会議の書面審査意見を受領した後、**5営業日以内**に当該審査意見書を申請者（または当事者）に書面で通知するとし、商務部が聯席会議の書面審査意見を受領後、申請者に通知するまでの所要時間を明確にした。国家安全に与える影響程度によって、以下の通り対応方法が異なる。

#### ①国家安全に影響を与えない場合

申請者は「外国投資者による域内企業の合併・買収の規定」、「外商投資企業の投資者持分変更に係る若干規定」、「外商投資企業の域内投資に係わる暫定規定」等関連規定に基づき、管理権限のある関連主管部門で合併・買収取引手続を行うことができる。

#### ②国家安全に影響を与える可能性があり、合併・買収取引が未実施の場合

当該合併・買収取引における調整、申請書類における修正を行わず、且つ改めて審査を受けない限り、合併・買収取引を申請し実行してはならない。

#### ③外国投資者による域内企業合併・買収が既に国家安全に重大な影響を与え、または与える可能性がある場合

聯席会議の審査意見に基づき、商務部は関連部門と協働し当事者による取引を中止、または当該持分、資産の譲渡またはその他の有効な措置を取ることににより、当該合併・買収が国家安全に与える影響を取り除く。

#### 四、その他の留意事項

「規定」の第九条は、「暫定規定」に新たに追加したものであり、安全審査の抜け道を塞ぐ内容となった。外国投資者による域内企業の合併・買収に対し、取引の実質内容および実質影響から、安全審査範囲に該当するかどうかを判断しなければならないと要求した。また、外国投資者が如何なる方法（株もしくは権益などの代理保有、信託、多層的再投資、リース、貸付、協議書による間接的コントロール、域外取引などを含むが、上記方法には限らない）によっても安全審査を実質的に回避してはならないとし、形を変えて安全審査を回避することを禁止した。

上述のように、商務部は「暫定規定」の適用期間終了後、「規定」を正式に公布し、同部による安全審査の制度枠をさらに一步整備したといえる。ただし現時点では、規制上、安全審査範囲の具体的な基準等が明確にされておらず、企業側が関連合併・買収案件を進める際に、かかる基準等を

事前に把握しにくいという問題がある。当事者自らの判断が難しく、通常通りに地方商務主管部門に合併・買収案件を申請して、地方商務主管部門から商務部宛安全審査申請を行うよう要求される可能性があり、実務上留意する必要がある。

中国政府は、合併・買収安全審査について、制度を立ち上げた段階にあり、今後当該制度は改善、整備されていくと思われる。今後、関連政策が打ち出される可能性があるので、引き続きその動きについて注視して参りたい。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>商务部实施外国投资者并购境内企业安全审查制度的规定</b></p> <p style="text-align: center;"><b>商务部公告 2011 年第 53 号</b></p> <p><b>第一条</b> 外国投资者并购境内企业，属于《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》明确的并购安全审查范围的，外国投资者应向商务部提出并购安全审查申请。</p> <p>两个或者两个以上外国投资者共同并购的，可以共同或确定一个外国投资者(以下简称申请人)向商务部提出并购安全审查申请。</p> <p><b>第二条</b> 地方商务主管部门在按照《关于外国投资者并购境内企业的规定》、《外商投资企业投资者股权变更的若干规定》、《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》等有关规定受理并购交易申请时，对于属于并购安全审查范围，但申请人未向商务部提出并购安全审查申请的，应暂停办理，并在 5 个工作日内书面要求申请人向商务部提交并购安全审查申请，同时将有关情况报商务部。</p> <p><b>第三条</b> 外国投资者并购境内企业，国务院有关部门、全国性行业协会、同业企业及上下游企业认为需要进行并购安全审查的，可向商务部提出进行并购安全审查的建议，并提交有关情况的说明(包括并购交易基本情况、对国家安全的具体的影响等)，商务部可要求利益相关方提交有关说明。属于并购安全审查范围的，商务部应在 5 个工作日内将建议提交联席会议。联席会议认为确有必要进行并购安全审查的，商务部根据联席会议决定，要求外国投资者按本规定提交并购安全审查申请。</p>	<p style="text-align: center;"><b>商務部：外国投資者による域内企業の合併・買収の安全審査制度実施の規定</b></p> <p style="text-align: center;"><b>商務部公告 2011 年第 53 号</b></p> <p><b>第一条</b> 外国投資者が域内企業を合併・買収する際は、「国务院弁公庁：外国投資者による域内企業の合併・買収安全審査制度の確立についての通知」で明確にされた安全審査範囲に該当する場合、外国投資者は商務部に合併・買収安全審査申請を提出しなければならない。</p> <p>2 名または 2 名以上の外国投資者が共同で合併・買収を行う場合、共同または 1 名の外国投資者を指定し、商務部に合併・買収安全審査の申請を提出することができる。(以下、申請者と略称)</p> <p><b>第二条</b> 地方商務主管部門は「外国投資者による域内企業の合併・買収の規定」、「外商投資企業投資者の持分変更に関する若干規定」「外商投資企業による域内投資に関する暫定規定」等の関連規定に基づき、合併・買収取引申請を受理した際、合併・買収安全審査範囲に該当するが、申請者が商務部に合併・買収安全審査を申請しなかった場合、当該合併・買収安全審査の手続きを暫定的に中止し、5 営業日以内に書面で商務部への安全審査の申請提出を申請者に要求し、且つ関連状況を商務部に報告しなければならない。</p> <p><b>第三条</b> 外国投資者が域内企業を合併・買収する際、国务院関連機関、全国性業界協会、同業企業及び川上、川下企業が合併・買収安全審査を行う必要があると思う場合、商務部に合併・買収安全審査意見を提出し、且つ関連状況説明(合併・買収基本状況、国家安全に与える具体的な影響等を含む)を提出することができる。(合併・買収取引が)合併・買収安全審査範囲に該当する場合、商務部が 5 営業日以内に意見を联席会议に提出しなければならない。联席会议は合併・買収安全審査を行う必要があると判断する場合、商務部が联席会议の決定に基づき、本規定に基づき外国投資者に合併・買収安全審査申請の提出</p>

<p><b>第四条</b> 在向商务部提出并购安全审查正式申请前，申请人可就其并购境内企业的程序性问题向商务部提出商谈申请，提前沟通有关情况。该预约商谈不是提交正式申请的必经程序，商谈情况不具有约束力和法律效力，不作为提交正式申请的依据。</p> <p><b>第五条</b> 在向商务部提出并购安全审查正式申请时，申请人应提交下列文件：</p> <p>(一) 经申请人的法定代表人或其授权代表签署的并购安全审查申请书和交易情况说明；</p> <p>(二) 经公证和依法认证的外国投资者身份证明或注册登记证明及资信证明文件；法定代表人身份证明或外国投资者的授权代表委托书、授权代表身份证明；</p> <p>(三) 外国投资者及关联企业(包括其实际控制人、一致行动人)的情况说明，与相关国家政府的关系说明；</p> <p>(四) 被并购境内企业的情况说明、章程、营业执照(复印件)、上一年度经审计的财务报表、并购前后组织架构图、所投资企业的情况说明和营业执照(复印件)；</p> <p>(五) 并购后拟设立的外商投资企业的合同、章程或合伙协议以及拟由股东各方委任的董事会成员、聘用的总经理或合伙人等高级管理人员名单；</p> <p>(六) 为股权并购交易的，应提交股权转让协议或者外国投资者认购境内企业增资的协议、被并购境内企业股东决议、股东大会决议，以及相应资产评估报告；</p> <p>(七) 为资产并购交易的，应提交境内企业的权力机构或产权持有人同意出售资产的决议、资产购买协议(包括拟购买资产的清单、状况)、协议各</p>	<p>を要求することができる。</p> <p><b>第四条</b> 商務部に合併・買収安全審査申請を正式に提出する前に、申請者は域内企業合併・買収に係わるプロセス問題について商務部に相談を申請し、事前に関連状況を意見交換することができる。その相談の予約は、正式な申請の必要手順ではなく、相談の状況は、拘束力や法律効力を有さず、正式な申請の際の根拠とされない。</p> <p><b>第五条</b> 商務部に合併・買収安全審査を正式に申請する場合、申請者は以下の書類を提出しなければならない。</p> <p>(一) 申請者の法定代表者またはその授權者が署名した合併・買収安全審査申請書と取引状況説明書。</p> <p>(二) 公証を受け、法的に認定された外国投資者本人確認書または登記証明書類および資本信用証明書類。法定代表人の本人確認書類または外国投資者の授權代表委託書、授權代表の本人確認書類。</p> <p>(三) 外国投資者および関連企業(実質支配者、一致行動者を含む)の状況説明、関連国家政府との関係についての説明。</p> <p>(四) 合併・買収の対象となる企業の状況説明、定款、営業許可書(写し)、会計監査済みの前年度財務諸表、合併・買収前後の組織図、出資先企業の状況説明と営業許可書(写し)。</p> <p>(五) 合併・買収後、設立予定の外商投資企業の契約書、定款またはパートナー協議書および、各株主が委任する董事会メンバー、招聘される総経理またはパートナーなど高級管理者の名簿。</p> <p>(六) 持分合併・買収の場合、持分譲渡協議書または外国投資者が域内企業に対する増資協議書、合併・買収される域内企業の株主決議、株主総会決議と相応する資産評価報告書を提出しなければならない。</p> <p>(七) 資産合併・買収の場合、域内企業の権力機関または資産財産権の所有者が資産売却に同意した決議、資産買収協議書(買収す</p>
---	--



<p>方情况，以及相应资产评估报告；</p> <p>(八) 关于外国投资者在并购后所享有的表决权对股东会或股东大会、董事会决议、合伙事务执行的影响说明，其他导致境内企业的经营决策、财务、人事、技术等实际控制权转移给外国投资者或其境内外关联企业的情况说明，以及与上述情况相关的协议或文件；</p> <p>(九) 商务部要求的其他文件。</p> <p><b>第六条</b> 申请人所提交的并购安全审查申请文件完备且符合法定要求的，商务部应书面通知申请人受理申请。</p> <p>属于并购安全审查范围的，商务部在 15 个工作日内书面告知申请人，并在其后 5 个工作日内提请外国投资者并购境内企业安全审查部际联席会议(以下简称联席会议)进行审查。</p> <p>自书面通知申请人受理申请之日起的 15 个工作日内，申请人不得实施并购交易，地方商务主管部门不得审批并购交易。15 个工作日后，商务部未书面告知申请人的，申请人可按照国家有关法律法规办理相关手续。</p> <p><b>第七条</b> 商务部收到联席会议书面审查意见后，在 5 个工作日内将审查意见书面通知申请人(或当事人)，以及负责并购交易管理的商务主管部门。</p> <p>(一) 对不影响国家安全的，申请人可按照《关于外国投资者并购境内企业的规定》、《外商投资企业投资者股权变更的若干规定》、《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》等有关规定，到具有相应管理权限的相关主管部门办理并购交易手续。</p>	<p>る予定の資産リスト、状況を含む)、協議書各当事者の状況、相応する資産査定評価報告書を提出しなければならない。</p> <p>(八) 合併・買収後、外国投資者が享受する表决权は、株主会または株主総会、董事会決議、パートナー事務の執行に対する影響についての説明、域内企業の経営政策、財務、人事、技術など実質支配権を外国投資者またはその域内外関連企業に移転するその他の状況の説明および上記状況に相応する協議書や書類。</p> <p>(九) 商務部が要求するその他の書類</p> <p><b>第六条</b> 申請者が提出した合併・買収安全審査に関する申請書類に不備がなく、且つ法定要求に合致する場合、商務部は申請者に申請の受理を書面で通知しなければならない。</p> <p>合併・買収の安全審査範囲に該当する場合、商務部は15営業日以内に書面で申請者に通知し、且つ通知後5営業日以内に外国投資者の域内企業合併・買収に関する安全審査部級聯席會議(以下聯席會議と略称)の開催を要請し、審査を行う。</p> <p>申請者は、申請受理の書面通知日より15営業日以内は、合併・買収取引を行ってはならず、地方商務主管部門が合併・買収審査・承認を行ってはならない。15営業日後、商務部が申請者に書面で通知しない場合、申請者は国家関連法律法規に基づき関連手続を行うことができる。</p> <p><b>第七条</b> 商務部は聯席會議の書面審査意見を受けた後、5 営業日以内に書面で審査意見を申請者(または当事者)及び合併・買収取引を管理する地方商務主管部門に通知する。</p> <p>(一) 国家安全に影響がない場合、申請者が「外国投資者による域内企業の合併・買収の規定」、「外商投資企業の投資者持分變更に係わる若干規定」、「外商投資企業の域内投資に係わる暫定規定」等関連規定に基づき、相応する管理権限のある関連主管部門に合併・買収取引手続を行うことができる。</p>
--	---

(二) 对可能影响国家安全且并购交易尚未实施的, 当事人应当终止交易。申请人未经调整并购交易、修改申报文件并经重新审查, 不得申请并实施并购交易。

(三) 外国投资者并购境内企业行为对国家安全已经造成或可能造成重大影响的, 根据联席会议审查意见, 商务部会同有关部门终止当事人的交易, 或采取转让相关股权、资产或其他有效措施, 以消除该并购行为对国家安全的影响。

**第八条** 在商务部向联席会议提交审查后, 申请人修改申报文件、撤销并购交易或应联席会议要求补交、修改材料的, 应向商务部提交相关文件。商务部在收到申请报告及有关文件后, 于 5 个工作日内提交联席会议。

**第九条** 对于外国投资者并购境内企业, 应从交易的实质内容和实际影响来判断并购交易是否属于并购安全审查的范围; 外国投资者不得以任何方式实质规避并购安全审查, 包括但不限于代持、信托、多层次再投资、租赁、贷款、协议控制、境外交易等方式。

**第十条** 外国投资者并购境内企业未被提交联席会议审查, 或联席会议经审查认为不影响国家安全的, 若此后发生调整并购交易、修改有关协议文件、改变经营活动以及其他变化(包括境外实际控制人的变化等), 导致该并购交易属于《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》明确的并购安全审查范围的, 当事人应当停止有关交易和活动, 由外国投资者按照本规定向商务部提交并购安全审查申请。

(二) 国家安全に影響を与える可能性があるが、合併・買収取引を未だ実施していない場合、申請者は取引を中止しなければならない。当該合併・買収取引における調整、申請書類における修正を行わず、且つ改めて審査を受けない限り、合併・買収取引を申請、且つ実施してはならない。

(三) 外国投資者による域内企業合併・買収が既に国家安全に対する重大な影響を与え、または与える可能性がある場合、聯席會議の審査意見に基づき、商務部は関連部門と協働し当事者による取引を中止し、または当該持分、資産の譲渡またはその他の有効な措置を取ることにより、当該合併・買収が国家安全に与える影響を取り除く。

**第八条** 商務部が聯席會議に審査申請の提出後、申請者が申告文書を修正し、合併・買収申請を撤回し、または聯席會議の要求に基づき、資料を修正、補充する場合、商務部に関連書類を提出しなければならない。商務部は申請報告及び関連書類を受領した後、5 営業日以内に聯席會議に提出しなければならない。

**第九条** 外国投資者による域内企業の合併・買収に対し、取引の実質内容および実質影響から安全審査範囲に合致するかどうかを判断しなければならない。外国投資者は、如何なる方法(株もしくは権益などの代理保有、信託、多層的再投資、リース、貸出、協議書による間接的支配、域外取引などを含むが、上記方法には限らない)によっても安全審査を実質的に回避してはならない。

**第十条** 外国投資者による域内企業合併・買収申請が聯席會議審査に提出されず、または聯席會議審査は国家安全に影響を与えないと判断した場合、その後、合併・買収取引の調整、関連協議書または書類の修正、経営活動の変更およびその他の変化(域外実質支配者の変更を含む)等により、当該合併・買収取引が「国务院办公厅の外国投資者による域内企業の合併・買収に関わる安全審査制度確立についての通知」に明確にされた合併・買収審査範囲に該当することになった場合、当

<p><b>第十一条</b> 参与并购安全审查的商务主管部门、相关单位和人员应对并购安全审查中的国家秘密、商业秘密及其他需要保密的信息承担保密义务。</p>	<p>事者は取引を中止しなければならず、外国投資者が本規定に基づき商務部に合併・買収安全を申請しなければならない。</p>
<p><b>第十二条</b> 本規定自 2011 年 9 月 1 日起实施。</p>	<p><b>第十一条</b> 合併・買収に対する安全審査に参与する商務主管部門、関連機関と関係者は、安全審査における国家秘密、商業秘密およびその他の秘密保証が必要な情報に対し、秘密保証の義務を負わなければならない。</p>
	<p><b>第十二条</b> 本規定は 2011 年 9 月 1 日より実施する。</p>

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250  
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255